

## 令和6年第1回中間市議会定例会会期日程

(会 期 2月27日～3月21日：24日間)

月	日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
2月27日	火	開 議 午前10時			1. 会期の決定 2. 承認第1号 3. 第1号議案～第31号議案 4. 請願第1号 「 議案上程・提案理由説明・趣旨説明 」 「 質疑・委員会付託 」
2月28日	水	休 会			
2月29日	木	開 議 午前10時			1. 一般質問 2. 承認第1号 3. 第1号議案～第22号議案 4. 請願第1号 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」 「 委員会付託 」
3月 1日	金	休 会			
3月 2日	土	休 会			
3月 3日	日	休 会			
3月 4日	月	休 会		委員会	
3月 5日	火	休 会		委員会	
3月 6日	水	休 会		委員会	
3月 7日	木	休 会			
3月 8日	金	開 議 午前10時			1. 第1号議案～第4号議案 2. 第6号議案～第32号議案 3. 請願第1号 「 議案上程・提案理由説明・委員長報告 」 「 質疑・討論・採決・委員会付託 」
3月 9日	土	休 会			
3月10日	日	休 会			
3月11日	月	休 会		委員会	
3月12日	火	休 会		委員会	
3月13日	水	休 会		委員会	
3月14日	木	休 会			
3月15日	金	休 会		委員会	
3月16日	土	休 会			
3月17日	日	休 会			
3月18日	月	休 会			
3月19日	火	休 会			
3月20日	水	休 会			

3月21日	木	開 議 午前10時	1. 第23号議案～第32号議案 2. 委員会提出議案第1号～委員会提出議案第3号 3. 意見書案第1号～意見書案第3号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」
-------	---	--------------	---

## 諸 般 の 報 告

第1回中間市議会定例会

令和6年2月27日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を令和5年12月15日、令和6年1月17日、30日、2月6日、13日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| (1) 令和5年度一般会計及び特別会計等  | 令和5年10月～12月分 |
| (2) 令和5年度中間市水道事業会計    | 令和5年10月～12月分 |
| (3) 令和5年度中間市公共下水道事業会計 | 令和5年10月～11月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和5年12月18日、25日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

契 約 課	令和元年度
	令和2年度
	令和3年度
	令和4年度
市 民 課	令和2年度
	令和3年度
	令和4年度

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、出資団体監査報告書を、令和5年12月15日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

公益財団法人中間市文化振興財団 令和元年度  
令和2年度  
令和3年度  
令和4年度

(意見書の提出)

4. 令和5年12月14日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

- (1) 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書
- (2) パレスチナ問題での国連決議推進のために、日本政府は尽力することを求める意見書
- (3) 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

議事日程 (第1号)

令和6年2月27日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (令和5年度  
中間市一般会計補正予算 (第9号) )  
(日程第2 提案理由説明)
- 日程第 3 第 1号議案 令和5年度中間市一般会計補正予算 (第10号)
- 日程第 4 第 2号議案 令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3  
号)
- 日程第 5 第 3号議案 令和5年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 6 第 4号議案 令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)  
(日程第3～日程第6 提案理由説明)
- 日程第 7 第 5号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例  
(日程第7 提案理由説明・質疑・委員会付託)
- 日程第 8 第 6号議案 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人  
情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第 7号議案 中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例
- 日程第10 第 8号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第 9号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第10号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第11号議案 中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第12号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第13号議案 中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所  
定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件  
並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営  
に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第16 第14号議案 中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 第15号議案 中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 第16号議案 中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 第17号議案 中間市レンタサイクル用自転車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 第18号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第21 第19号議案 中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 第20号議案 中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第23 第21号議案 中間市中央公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第24 第22号議案 中間市水道事業給水条例及び中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例  
(日程第8～日程第24 提案理由説明)
- 日程第25 第23号議案 令和6年度中間市一般会計予算
- 日程第26 第24号議案 令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第27 第25号議案 令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第28 第26号議案 令和6年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第29 第27号議案 令和6年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第30 第28号議案 令和6年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第31 第29号議案 令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 第30号議案 令和6年度中間市公共下水道事業会計予算
- 日程第33 第31号議案 令和6年度中間市水道事業会計予算  
(日程第25～日程第33 提案理由説明)
- 日程第34 請願第1号 学校給食の無償化継続を求める請願  
(日程第34 趣旨説明)
- 日程第35 会議録署名議員の指名



書 記 本 田 裕 貴 君

書 記 新 理 宏 君

---

## 議案の委員会付託表

令和6年2月27日  
第1回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第5号議案	中間市手数料条例の一部を改正する条例	市民厚生



○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。会議に入ります前に、本年1月1日に発生しました能登半島地震により、多くの尊い命が失われました。犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。議場の皆様、ご起立をお願いいたします。黙禱。

（黙禱）

○議長（中野 勝寛君）

黙禱を終わります。お座りください。

---

午前10時00分開会

○議長（中野 勝寛君）

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。これより、令和6年第1回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第1. 会期の決定**

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月21日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は24日間と決しました。

---

**日程第2. 承認第1号**

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第2、承認第1号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和5年度中間市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第1号、令和5年度中間市一般会計補正予算（第9号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により

ご報告いたします。

今回の補正は、昨年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、国から令和6年度税制改正における所得税及び個人住民税の定額減税並びに低所得者の方々への給付による支援を実施する方針が示されたことを受けまして、これらの実施に必要な経費を計上するものでございます。

まず、所得税及び個人住民税の定額減税につきましては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度税制改正におきまして、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円を減税することが決定されました。これに伴いまして、個人住民税賦課に係るシステム改修を実施する必要性が生じております。

次に、低所得者の方々への給付による支援につきましては、昨年12月22日に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加的な拡大が閣議決定され、この中で物価高に最も苦しんでいる方々の生活を守るために、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯に対し、一世帯当たり10万円を基礎として給付する事業を本年2月から3月以降を目途に開始するよう示されております。

また、低所得者の子育て世帯においては、特に手厚い支援が必要であるものとして、令和5年度の住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、世帯員である18歳以下の児童一人当たり5万円を加算して給付する事業を、同様に本年2月から3月以降を目途に開始するよう示されております。

これらの事業につきましては、国の方針に沿って事業を早期に実施するためには、個人住民税賦課に係るシステムにつきましては、一部の改修作業に今年度から早急に取り掛かる必要があること、また、物価高騰緊急支援給付金の給付事業につきましては、システム改修や給付準備に早急に取り組む必要があることにより、いずれも緊急に執行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、関連経費を計上した補正予算を今月2日付けで専決処分したものでございます。

補正予算の具体的な内容といたしまして、まず、歳出につきましては、総務費におきまして、事業の財源調整のため、財政調整基金積立金を200万円減額する一方で、個人住民税の定額減税に係るものとして、総合行政システム改修委託料に200万円を計上いたしております。また、このシステム改修につきましては、一部の作業が令和6年度にわたると見込まれることから、併せて繰越明許費を設定いたしております。

次に、民生費におきましては、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰緊急支援給付金の給付に係る経費として、システム改修委託料等の事務費に280万円、物価高騰緊急支援給付金に1億1,500万円を計上いたしております。また、低所得者の子育て世帯に対する加算分の物価高騰緊急支援給付金の給付に係る経費として、システム改修委託

料等の事務費に190万円、物価高騰緊急支援給付金に6,600万円を計上いたしております。これらの事業は、実施期間が令和6年度にわたると見込まれていることから、全額を繰越明許費として設定いたしております。

これらの事業に要する経費の財源となる歳入につきましては、国庫支出金におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に1億8,580万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億8,586万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ195億421万7,000円としたものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております承認第1号に対する質疑は、2月29日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第3. 第1号議案

日程第4. 第2号議案

日程第5. 第3号議案

日程第6. 第4号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第3、第1号議案から日程第6、第4号議案までの令和5年度各会計補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第1号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、決算見込みに基づく不用額の減額、国県返還金等を計上するほか、年度末ではございますが、早急に実施すべき事業に要する経費につきましても追加計上するものでございます。

それでは、補正の主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず、性質別経費につきましては、人件費におきまして、決算見込みに基づく不用額の減額を行っております。

次に、目的別経費につきましては、総務費におきまして、個人版ふるさと納税の減額に伴い、個人版ふるさと納税事務に係る経費を9,100万円減額いたしております。

また、前年度の国県支出金の金額確定に伴う返還金に1億3,740万円、普通交付税の再算定結果及び決算見込みに基づく財源調整により、財政調整基金への積立金に4億8,140万円を追加計上いたしております。

さらに、中間市行橋市競艇組合事業収入の額の確定に伴い、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金積立金に1億8,300万円を計上いたしております。この基金につきましては、後ほど歳入でご説明する繰入金におきまして、同額を取り崩すこととしており、教育環境の充実や生涯学習の推進のための財源として大切に活用してまいります。

民生費におきましては、生活保護費のうち生活扶助費及び医療扶助費を1億60万円減額いたしております。

また、特別会計繰出金につきましては、特別会計国民健康保険事業繰出金1,180万円、後期高齢者医療特別会計繰出金750万円をそれぞれ減額いたしております。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、特例臨時接種は本年度末で終了するものの、令和6年度にも継続して接種委託料の支払いや問合せ対応等の業務が発生する見込みであることから、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費に720万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業に係る経費に2,490万円の繰越明許費をそれぞれ設定いたしております。

また、中間市総合会館に第三者所有方式で太陽光パネルを設置する事業への再生可能エネルギー推進補助金につきましては、事業が進展しなかったため2,020万円全額を減額いたしております。

特別会計繰出金につきましては、地域下水道事業特別会計繰出金を1,010万円減額いたしております。

土木費につきましては、事業費の確定等に伴い、塘ノ内砂山線街路事業負担金で1億450万円、市営住宅深坂団地改修工事で680万円、中鶴地区建替事業で1,300万円をそれぞれ減額いたしております。

また、黒川歩道橋補修事業につきましては、2,050万円の繰越明許費を設定いたしております。

教育費におきましては、小中学校の消防設備点検で指摘された不具合を早急に解消するため、防排煙制御設備等改修委託料として小学校費で3,450万円、中学校費で1,350万円を計上し、併せて繰越明許費を設定いたしております。

次に、歳入につきましては、地方交付税におきまして、特例的対応として前年度に引き続き普通交付税の再算定が行われたことに伴い、追加で交付決定された1億780万円を計上いたしております。

国庫支出金におきましては、対象事業費の確定等に伴い、合計9,430万円を減額いたしております。

寄附金におきましては、個人版ふるさと納税につきまして、大幅な減額となりましたことから、1億5,000万円を減額いたしております。

繰入金におきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、中間市行橋市競艇組合事業

収入配分金積立基金繰入金に1億8,300万円を計上いたしております。

繰越金におきましては、前年度繰越金3億7,650万円を追加計上いたしております。

諸収入におきましては、中間市行橋市競艇組合事業収入1億800万円を追加計上いたしております。

市債につきましては、対象事業費の確定等に伴い、合計1億310万円を減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ4億1,647万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ199億2,068万7,000円とするものでございます。

次に、第2号議案、令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、職員人件費の減額等により、総務費を420万円減額し、医療費の増額に伴い、保険給付費を1,450万円追加いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、医療費の増額等に伴い、県補助金を4,430万円追加し、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定等に伴い、一般会計繰入金を1,180万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,034万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,026万円とするものでございます。

次に、第3号議案、令和5年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、今年度に計画しておりました曙下水処理場撤去工事と中鶴下水処理場撤去工事につきまして、国庫補助金の交付額が予算額を大幅に下回る額であったことから、今年度は曙下水処理場のみ工事を行うこととし、中鶴下水処理場につきましては、令和6年度に工事を延期することといたしました。そのことにより、不用となった予算を減額するものでございます。

補正予算の内容といたしましては、まず、歳出におきまして、中鶴下水処理場撤去工事に関する予算8,000万円を全て減額いたしております。また、曙下水処理場撤去工事に係る工事請負費の執行残額1,480万円につきましても、併せて減額いたしております。

次に、歳入におきまして、一般会計繰入金を1,010万円、地域下水道施設改良等基金繰入金を2,500万円、国庫補助金を5,970万円それぞれ減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ9,487万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,534万9,000円とするものでございます。

次に、第4号議案、令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金を710万円減額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、一般会計からの事務費繰入金を30万円減額し、保険基盤安定繰入金を710万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ711万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,485万3,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております令和5年度各会計補正予算4件に対する質疑は、2月29日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第7. 第5号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第7、第5号議案、中間市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第5号議案、中間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の名称等を追加し、手数料の金額を定めるものでございます。戸籍法の改正により、戸籍証明書等の広域交付が開始され、本人及び直系親族が顔写真付きの本人確認書類を提示することで、本籍地以外の市区町村の窓口でもこれらの証明書等の交付を受けることができるようになります。

これらの証明書等の交付につきましては、政令により、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして手数料の標準が定められておりますことから、本市におきましても、これと同額を徴収することといたしております。

なお、条例の施行日につきましては、法令及び政令の施行日に合わせ、令和6年3月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第5号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

---

日程第 8. 第 6号議案

日程第 9. 第 7号議案

日程第10. 第 8号議案

日程第11. 第 9号議案

日程第12. 第10号議案

日程第13. 第11号議案

日程第14. 第12号議案

日程第15. 第13号議案

日程第16. 第14号議案

日程第17. 第15号議案

日程第18. 第16号議案

日程第19. 第17号議案

日程第20. 第18号議案

日程第21. 第19号議案

日程第22. 第20号議案

日程第23. 第21号議案

日程第24. 第22号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第8、第6号議案から日程第24、第22号議案までの条例改正17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第6号議案、中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されることに伴うものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、本市が独自に個人番号を利用することができる範囲につきまして、マイナンバー法の規定を引用して事務及び情報を定めておりましたが、法改正により当該規定が削られましたことから、マイナンバー法に定義された用語に改め

るものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、マイナンバー法の改正の施行の日といたしております。

次に、第7号議案、中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行され、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となること、また、この法改正に合わせ、フルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当について支給しないことを基本とする国の助言が見直されたことから、本市においても会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定を追加するとともに、同職員の期末手当及び勤勉手当の支給率について、一般職及び定年前再任用短時間勤務職員の給与水準との均衡を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員と同率となるよう、期末手当の支給率を改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和6年4月1日といたしております。

次に、第8号議案、中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど第7号議案においてご提案いたしましたとおり、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することによるものでございます。

条例の改正内容といたしましては、本市では、これまで会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給していなかったため、育児休業をしている場合の勤勉手当の支給対象者から会計年度任用職員を除いておりましたが、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとしたことから、育児休業をしている場合の勤勉手当の支給対象者につきましても、会計年度任用職員を含めることといたしております。

なお、条例の施行日につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正と同じく、令和6年4月1日といたしております。

次に、第9号議案、中間市市税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、市民税の減免の対象者を追加するものでございます。

条例改正の内容といたしましては、国税におきましては、災害により被害を受けた者に対する免除が定められておりますことから、国税及び市税の整合性を確保するため、市民税におきましても災害により被害を受けた者を減免の対象者に追加し、被災者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和6年4月1日といたしております。

次に、第10号議案、中間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、審査業務内容の変化による審査時間の増加及び物価の上昇に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が昨年12月6日に公布され、同政令に規定する手数料の額の標準が見直されたことに伴うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、消防法に基づく危険物を取り扱う施設の審査及び検査に関する手数料のうち、特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に係る審査の手数料の額につきまして、政令の標準額が引き上げられましたことから、これと同額に引き上げるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日に合わせ、令和6年4月1日といたしております。

次に、第11号議案、中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和元年度に作成した第二期中間市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が来年度に満了となり、令和7年度からの次期計画をこども基本法に定める市町村子ども計画と一体のものとして作成することを予定しておりますことから、中間市子ども・子育て会議の設置目的、所掌事務等を見直すものでございます。

中間市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法において審議会等の機関を置いて処理するよう努めることとされている事務、その他の本市の子ども・子育て支援施策に関する事務をつかさどる機関でございます。

こども基本法では、市町村子ども計画は、法令により市町村が作成する計画であって、子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるとされておりますことから、条例改正により、子ども・子育て会議を、子どもの支援にかかわる団体や関係者のご意見等を聴く場として位置づけるものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、中間市子ども・子育て支援事業計画を市町村子ども計画と一体のものとして作成することを踏まえ、こども基本法に基づく関係者相互の連携の確保を設置目的に掲げるとともに、市町村子ども計画に関して調査審議すること及び子ども施策の事務を実施するに当たって関係機関の協議及び連絡調整を行うことを所掌事務に加えるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第12号議案、中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について条例を定める際の基準となる内閣府令が改正されたことに伴うものでござ

います。

条例の改正内容といたしましては、運営規程の概要等の重要事項につきまして、書面による掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこと、また、利用申込者に対する説明につきまして、電磁的方法により重要事項を提供する場合に使用する電磁的記録媒体については、特定の電磁的記録媒体の種類を示さないことなど、内閣府令の改正と同様の内容の改正を行うものでございます。

また、内閣府令におきまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う引用条項の整理等の用字用語の見直しが行われておりますことから、本市の条例におきましても所要の改正を行っております。

なお、条例の施行日につきましては、原則として公布の日とし、インターネットによる重要事項の閲覧に関する規定は、内閣府令に合わせ、令和6年4月1日といたしております。

次に、第13号議案、中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日に公布され、市町村が介護サービスの事業の人員等の基準について条例を定める際に、従うべき基準又は参酌すべき基準を定める複数の省令が改正されましたことから、本市においても同様の基準を定めております条例を改正するものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、全ての指定地域密着型サービスにおいて、令和7年4月1日から、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加えて原則としてウェブサイトへの掲示を義務付けるものでございます。

また、居宅介護サービスにつきまして、身体的拘束などの適正化のため、委員会の開催や指針の整備、定期的な研修の実施などの義務付けを行っております。

さらに、認知症対応型共同生活介護などの一部のサービスに、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体の継続的な改善ができる環境を整備するため、利用者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務付けております。併せて、生活介護サービスに対しまして、新興感染症が発生した際などの対応を第二種協定指定医療機関との間で取り決めを行うよう努力義務を課すものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、省令の施行日と同様に、令和6年4月1日とし、重要事項をウェブサイトに掲載することを義務付けする規定につきましては、令和7年4

月1日といたしております。

また、身体的拘束等の適正化のための措置については令和7年3月31日までの間、利用者の安全等に資する方策を検討するための委員会の設置については令和9年3月31日までの間、協力医療機関の設定については令和9年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設けております。

次に、第14号議案、中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど第13号議案においてご説明申し上げましたとおり、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日に公布され、市町村が介護サービスの事業の人員等の基準について条例を定める際に、従うべき基準又は参酌すべき基準を定める複数の省令が改正されましたことから、本市においても同様の基準を定めております条例を改正するものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の実施に当たって、第13号議案でご説明申し上げましたのと同様に、重要事項の掲示又は表示の方法を見直すことといたしております。

また、利用者に対する行動の制限につきまして、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者におきましても、他の事業者と同じく利用者の生命や身体を保護するために緊急でやむを得ない場合を除き身体的拘束等を禁止するものとし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者におきましては、研修の実施等のその適正化のための措置を講じることとするものとなっております。

また、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に対しまして、業務の効率化等に資する取組の促進を図るため、利用者の安全等に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けております。

さらに、1年に1回以上協力医療機関との間で、入所者の症状が急変した場合の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出ることの義務付けを行うなど、医療機関との連携強化を図る内容となっております。

なお、条例の施行日につきましては、省令の施行日と同様に、令和6年4月1日とし、重要事項をウェブサイトに掲載することを義務付ける規定につきましては、令和7年4月1日といたしております。

また、身体的拘束等の適正化のための措置については令和7年3月31日までの間、利用者の安全等に資する方策を検討するための委員会の設置については令和9年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設けております。

次に、第15号議案、中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど第13号議案においてご説明申し上げましたとおり、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日に公布され、市町村が介護サービスの事業の人員等の基準について条例を定める際に、従うべき基準又は参酌すべき基準を定める複数の省令が改正されましたことから、本市においても同様の基準を定めております条例を改正するものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、指定介護予防支援事業の実施に当たって、第13号議案でご説明申し上げましたのと同様に、重要事項の掲示又は表示の方法を見直すことに加え、利用者の同意を得るなど一定の要件の下、テレビ電話などを活用したモニタリングを行うことを可能とするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、省令の施行日と同様に、令和6年4月1日とし、重要事項をウェブサイトに掲載することを義務付ける規定につきましては、令和7年4月1日といたしております。

次に、第16号議案、中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほどからご説明申し上げておりますとおり、市町村が介護サービスの事業の人員等の基準について条例を定める際に、従うべき基準又は参酌すべき基準を定める厚生労働省令等が改正されましたことから、本市においても同様の基準を定めております条例を改正するものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、指定居宅介護支援事業の実施に当たって、第13号議案でご説明申し上げましたのと同様に、重要事項の掲示又は表示の方法を見直すことに加え、前6か月の間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護などの各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明し、理解を得るよう努力義務を課すものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、省令の施行日と同様に、令和6年4月1日とし、重要事項をウェブサイトに掲載することを義務付ける規定につきましては、令和7年4月1日といたしております。

次に、第17号議案、中間市レンタサイクル用自転車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公共団体の公金事務の私人への委託に関する制度が見直されたことにより、地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正され、本年4月1日に施行されることに伴うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、地方公共団体の公金事務の委託につきましては、これまで地方自治法第243条の規定に基づく特別の定めとして、地方自治法施行令その他の法令を根拠として行われてきましたが、地方自治法の改正後は、地方自治法第243条の2等の規定を根拠として行うこととされましたことから、本市のレンタサイクル用自転車の使用料の収納委託につきましても、根拠規定を地方自治法施行令から地方自治法に改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和6年4月1日といたしております。

次に、第18号議案、中間市市営住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されたことに伴うもの及び市営住宅駐車場の利便性の向上を図るものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、まず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例において同法を引用している箇所になずれが生じましたことから、これを改めるものでございます。

また、近年の自動車の大型化に伴い、市営住宅駐車場に駐車することができる自動車の大きさを拡大するとともに、現在、同駐車場に駐車することができる自動車の種別が小型自動車及び軽自動車に限られていることから、新たに普通自動車についても駐車することができることとするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和6年4月1日といたしております。

次に、第19号議案、中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、中間市営自動車駐車場において駐車することができる自動車の範囲を拡大するものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、まず、駐車することができる自動車の範囲について、近年の自動車の大型化に伴い、駐車することができる自動車の大きさを拡大するとともに、現在、同駐車場に駐車することができる自動車の種別が、小型自動車及び軽自動車に限られていることから、新たに普通自動車についても駐車することができることとするものでございます。

また、使用者の資格について、中間市営自動車駐車場における使用者の資格要件を現状に合わせて条例に規定するとともに、駐車場、自動車等の損傷を予防するため、中間市営自動車駐車場の使用に当たって、禁止される行為を明らかにすることといたしております。

なお、条例の施行日につきましては、令和6年4月1日といたしております。

次に、第20号議案、中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、中間市立小中学校通学区域審議会につきまして、本年4月に実施される教育委員会の事務局の組織改編に伴って所管部署を見直し、また、今後、児童生徒の通学区域の適正に関する事項を調査・審議する必要がある場合に、円滑かつ適切に実施できるよう、委員の構成、任期、資格等を見直すものでございます。

条例の主な改正内容について、ご説明申し上げます。

まず、審議会の委員の人数について、複雑化・多様化する児童生徒の教育環境の現状を踏まえ、個々の小中学校の実情に合わせて組織構成を柔軟に対応させるため、15人に固定されているものを15人以内とするものでございます。

次に、審議会の委員の要件について、地域の実情に広く精通している地域コミュニティ組織が設立され、同組織による見守り等の活動により児童生徒の学校生活が支えられている現状を受けまして、校区の関係者とされているものを地域コミュニティ組織の代表者とするものでございます。

さらに、委員の任期につきましては、審議の終了をもって解嘱されることとなっている現行の規定を見直し、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了し、答申を行う日までとするものでございます。

また、審議会の庶務につきましては、教育委員会の事務局の組織改編を受けまして、同事務局において市立小中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関する事務を所管する部署において処理することといたしております。

なお、条例の施行日につきましては、令和6年4月1日といたしております。

次に、第21号議案、中間市中央公民館条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

中間市中央公民館につきましては、中間市総合会館を令和6年度から福祉・保健行政の拠点施設とすることに伴い、現在中間市保健センターである施設にその機能を移転することといたしましたことから、令和5年12月市議会定例会において、これらを目的とする条例制定について議決をいただいたところでございます。

中央公民館の機能を設置すべき施設につきましては、議決をいただいた後も、公共施設の最適化の取組を推進し、その効果の最大化を図るとともに、本市が従来から掲げるまちづくりの方向性とも整合するよう、引き続き検討を行い、中間市市民会館を社会教育・生涯学習行政の中核となる拠点として位置付けした上で、中央公民館の機能を中間市市民会館に移転することといたしました。

また、これを受けて、中央公民館の機能を移転する箇所及び時期についても具体的に検討を行いましたところ、中間市市民会館の一部を改修することで、令和6年4月1日に中間市市民会館内に移転することができる見通しとなりました。今回の条例改正は、これらの検討の結果を受けまして、中間市中央公民館の位置を変更するものでございます。

条例の改正内容といたしましては、中間市中央公民館の位置を、現在中間市保健センターである施設から中間市市民会館に変更するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和6年4月1日といたしております。

次に、第22号議案、中間市水道事業給水条例及び中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、生活衛生の関係行政の機能強化を目的として昨年5月26日に制定された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正されることに伴うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、水道法等による権限が、厚生労働大臣から、水道整備及び管理行政については国土交通大臣に、水質基準の策定等については環境大臣に各々移管されることに伴いまして、条例で使用する用語を改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、水道法の改正の施行日に合わせ、令和6年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例改正17件に対する質疑は、2月29日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第25. 第23号議案

日程第26. 第24号議案

日程第27. 第25号議案

日程第28. 第26号議案

日程第29. 第27号議案

日程第30. 第28号議案

日程第31. 第29号議案

日程第32. 第30号議案

日程第33. 第31号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第25、第23号議案から日程第33、第31号議案までの令和6年度各会計予算9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第23号議案から第31号議案までにつきましては、関連がございますので、一括して

提案理由を申し上げます。

まず、第23号議案となります令和6年度中間市一般会計予算について、市政運営の所信の一端を申し述べますとともに、その概要についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが5類に引き下げられ、コロナ禍を脱することにより社会経済活動は正常化に向けて進みだしております。

その一方で、世界情勢の変化等に起因する物価高騰が、経済や家計に及ぼす影響はますます大きなものとなっております。

本市におきましても、国や県と足並みを揃えながら、ワクチン接種や各種給付金の給付といった新型コロナウイルス感染症や物価高騰に関連した施策を着実に実施してまいりました。

また、財源が限られる状況ではございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする様々な支援策を最大限に活用することで、市民の皆様に安全で安心な生活を営んでいただくための支援に取り組んでおります。

さて、令和6年度の予算編成におきましては、物価高騰への対応として、地域経済の下支えと市民の皆様の経済的負担の軽減に向けた施策を展開してまいります。

また、選択と集中により収支のバランスを図り、「将来世代に過度な負担を残さない」持続可能な市政運営を目指した予算編成を行っております。

それでは、歳出の主なものをご説明いたします。

まず、性質別経費から申し上げます。

義務的経費におきましては、扶助費につきまして、児童手当給付費及び障がい者福祉費等の増額に伴い、令和5年度と比較して、3億2,740万円増額の61億4,590万円となっております。

人件費につきましては、令和5年度と比較して、1.7%増の32億1,020万円となり、一般会計全体に占める割合は17.2%となっております。

投資的経費におきましては、普通建設事業費につきまして、中鶴地区建替事業における公営住宅解体工事、通谷地区の歩道橋撤去及び歩道整備工事等を主な要因として、令和5年度と比較して、4億1,950万円増額の10億9,000万円となっております。

その他の経費におきましては、物件費につきましては、学校における統合型校務支援システム整備委託料及び地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る総合行政システムの環境構築業務委託料等を主な要因として、令和5年度と比較して、1億5,240万円の増額となっております。

次に、目的別の主な事業についてご説明いたします。

総務費におきましては、先ほど申し上げました地方公共団体情報システム標準化用総合行政システム環境及びネットワーク環境新規構築事業に7,650万円を計上いたしてお

ります。

民生費におきましては、中間市総合会館内にこども家庭センターを設置し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援に取り組み、更なる子育て支援の充実強化に努めてまいります。

衛生費におきましては、地球温暖化対策のため、公共施設に第三者所有方式で太陽光パネルを設置する事業への再生可能エネルギー推進補助金につきまして、令和5年度の事業の進捗を踏まえ、再度2,020万円を計上いたしております。

農林水産業費におきましては、農村環境整備工事として、下大隈地区の農業用水路改良事業に1,200万円を計上し、農業生産力の維持向上を図ってまいります。

商工費におきましては、地域経済活性化対策補助金に8,120万円を計上し、プレミアム率30%のプレミアム付き商品券を2万4,000冊、プレミアム付きデジタル商品券を8,000セット発行いたします。また、物価高騰経済支援商品券配布事業として7,560万円を計上し、全世帯に3,000円の商品券を配布いたします。

いずれも、事業者や地域経済への支援に加え、物価高騰の影響を受ける市民の皆様への生活支援にも繋がるものと考えております。

土木費におきましては、通谷地区の歩道橋撤去業務に1億2,120万円、それに伴う歩道整備工事に1億400万円を計上し、交通安全対策を図ってまいります。

また、市営住宅池田団地の2棟の長寿命化工事に6,520万円、中鶴地区建替事業として旧中鶴公営住宅16棟の解体工事に2億330万円をそれぞれ計上し、住環境の整備充実を図ってまいります。

消防費におきましては、水槽付き消防ポンプ自動車の更新に7,550万円、女性消防吏員用の施設整備と感染対策を目的として、消防庁舎改修工事の実施設計業務に450万円、令和8年4月の運用開始を目指す福岡県田川地区消防組合との共同運用による高機能消防指令センターの更新にかかわる実施設計業務に460万円をそれぞれ計上し、消防及び救急体制の充実強化を図ってまいります。

教育費におきましては、学校における重要なデータの適切かつ安全な管理及び教職員の業務改善に向けた学校のデジタルトランスフォーメーションの推進を目的として、統合型校務支援システムを導入する事業に8,670万円を計上いたしております。

また、図書館への来館が困難な高齢者や子ども、障がい者に本を届けるための図書館配本車の更新に500万円、状態が悪化しプレーに支障が出ている中間仰木彬記念球場のグラウンド改修に8,020万円をそれぞれ計上し、教育環境の整備充実を図ってまいります。

次に、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入の柱である市税につきましては、法人市民税で増収が見込まれることに加え、

令和5年度の決算見込みを基礎として算定方式を見直した結果、市税総額で令和5年度から1億5,710万円の増額となっております。

歳入のもう一つの柱である地方交付税につきまして、普通交付税におきましては、国の地方財政計画において、令和5年度と比較して、1.7%増となっているものの、病院事業に係る基準財政需要額の減少等により、令和5年度の当初交付決定額から0.3%増、額にして1,340万円増額の45億4,730万円を計上いたしております。

なお、普通交付税の補完財源であります臨時財政対策債につきましては、地方財政計画において令和5年度と比較して、53.7%減となっていることを踏まえ、令和5年度当初予算から4,800万円減額の2,610万円を計上いたしております。

また、特別交付税につきましては、地方財政計画の伸び率と近年の交付決定額を踏まえ、令和5年度から2,000万円減額の7億5,810万円を計上いたしております。

地方消費税交付金につきましては、地方財政計画の伸び率と令和5年度の決算見込み額を勘案いたしまして、令和5年度から8,140万円減額の8億5,190万円を計上いたしております。

寄附金につきましては、個人版ふるさと納税におきまして、令和5年度決算見込み額に基づき、令和5年度から1億5,000万円減額の4億5,000万円を計上いたしております。

制度改正や他の自治体との競争激化の影響もあり、厳しい状況ではございますが、多くの皆様に本市を応援していただけるよう、市の魅力の発信に努め、創意工夫による自主財源の確保を図ってまいります。

以上により、令和6年度一般会計予算は、令和5年度と比較して、6億719万4,000円の増額、率にして3.4%増の歳入歳出それぞれ186億1,288万4,000円を計上いたしております。

また、予算に関する説明書として、給与費明細書をはじめとする各種調書につきましても併せて提出いたしております。

次に、第24号議案、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、保険給付費として35億3,940万円、国民健康保険事業費納付金として10億7,850万円、保健事業費として3,790万円、これらに伴う事務費を総務費として1億1,920万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税として6億4,580万円を計上いたしております。

この内訳といたしましては、現年課税分として、医療給付費分が4億3,760万円、後期高齢者支援金分が1億4,610万円、介護納付金分が3,500万円でございます。

また、県支出金として35億6,140万円、繰入金として5億1,520万円、諸収入として6,420万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,736万9,000円とするものでございます。

本市の国民健康保険被保険者数は減少を続けておりますが、医療の高度化等の影響から被保険者一人当たりの医療費は増加傾向にあり、医療費総額の大幅な減少には至っておりません。

この状況の中で、国民健康保険財政の健全化を図るため、国県の動向を注視し、引き続き保健事業への取組を更に強化することにより、被保険者の健康増進による医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険税等の歳入の確保に最大限努力してまいり所存でございます。

次に、第25号議案、令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出につきましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、弁護士相談委託料10万円、補償補填及び賠償金50万円などを計上いたしております。

次に、歳入につきましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として10万円、貸付金の元利収入として30万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ63万9,000円とするものでございます。今後とも、貸付金の回収に最大限努力する所存でございます。

次に、第26号議案、令和6年度中間市地域下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、中鶴下水処理場の解体撤去工事費に1億円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、国庫補助金に5,000万円、地域下水道施設改良等基金繰入金に2,500万円、一般会計からの繰入金に2,490万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8万9,000円とするものでございます。

次に、第27号議案、令和6年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳出といたしましては、公有財産購入費を10万円計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、市債として10万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ10万円とするものでございます。

次に、第28号議案、令和6年度中間市介護保険事業特別会計予算について、提案理由

を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものといたしましては、介護サービス利用に伴う保険給付費に44億5,120万円を、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費に4億8,360万円を、総務費に9,630万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料に9億5,610万円を、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金に12億8,030万円を、支払基金交付金に12億8,470万円を、県支出金に6億9,190万円を、一般会計繰入金に7億9,850万円を計上いたしております。

以上により、保険事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ50億3,468万8,000円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出の主なものといたしましては、会計年度任用職員人件費及び介護予防支援計画原案作成委託料支払費等の居宅介護支援事業費に3,320万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、予防給付費収入に3,320万円を計上いたしております。

以上により、介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ3,328万6,000円を計上し、保険事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,797万4,000円とするものでございます。

超高齢社会を迎えた本市におきましては、団塊の世代が75歳以上となることへの対応に加え、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える将来に備えながら、適正な介護給付と介護予防事業の拡充を図り、本市の介護保険制度のさらなる充実と保健福祉関連施策の安定的な運営に努力してまいり所存でございます。

次に、第29号議案、令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金として9億4,650万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料として6億9,330万円、一般会計繰入金として2億6,730万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,046万4,000円とするものでございます。

今後も福岡県後期高齢者医療広域連合とのきめ細やかな連携により、安心、信頼の医療の確保及び被保険者の予防医療の推進並びに保険料の収納率の向上を図り、より一層の効率的運営に努力してまいります。

次に、第30号議案、令和6年度中間市公共下水道事業特別会計予算について、提案理

由を申し上げます。

はじめに、下水道事業についてご説明申し上げます。

岩瀬西町地区のJR踏切など市内26か所で、下水道工事を実施する予定といたしております。

その結果、令和6年度末の水洗化戸数は、1万7,030戸を予定し、年間の総処理水量を298万立方メートルと見込んでおります。

次に、予算について、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

公共下水道収益の主なものといたしましては、下水道使用料に4億9,940万円、一般会計からの補助金に5億355万円を計上し、総額14億4,537万円といたしております。

公共下水道費用の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金に3億5,845万円、減価償却費に7億6,988万円、支払利息及び企業債取扱諸費に1億4,186万円を計上し、総額14億1,665万円といたしております。

その結果、消費税を含めまして2,871万円の利益を見込んでおります。

また、資本的収入の主なものといたしましては、国庫補助金に3億6,660万円、企業債に6億8,250万円、他会計出資金に9,849万円を計上し、総額11億6,903万円といたしております。

資本的支出の主なものといたしましては、下水道管渠工事費に8億5,200万円、流域下水道建設負担金に6,810万円、企業債償還金に5億2,824万円を計上し、総額15億6,272万円といたしております。

なお、資本的収支の不足額3億9,369万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で、全額補てんすることといたしております。

次に、第31号議案、令和6年度中間市水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和6年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせまして2万8,344戸を予定し、年間の総配水量を582万立方メートル、1日当たりの平均配水量を1万5,970立方メートルといたしまして、年間有収水量を518万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

水道事業収益につきましては、10億9,977万円を計上いたしております。その主な収益といたしましては、給水収益の9億228万円でございます。

また、水道事業費用につきましては、10億9,659万円を計上いたしております。その主な費用といたしましては、原水及び浄水費として2億8,867万円、また、減価償却費として3億2,154万円を計上いたしております。

その結果、令和6年度は、消費税を含めまして317万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

資本的収入につきましては、5億3,660万円を計上いたしております。その主な収入といたしましては、企業債の5億3,000万円でございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費、企業債償還元金等で、10億9,732万円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、令和5年度と同様に配水管の老朽化に伴う配水管布設替工事を行うとともに、唐戸浄水場浄水池整備工事を行うものでございます。

なお、配水管布設替工事につきましては、中間地区におきまして、市道中鶴4号線配水管布設替工事など12件、また、遠賀地区における県道岡垣・遠賀線配水管布設替工事1工区など7件、総件数19件を予定いたしております。

以上により、令和6年度の建設改良事業につきましては、総事業費8億1,981万円をもって実施することといたしております。

なお、資本的収支の不足額5億6,072万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填することといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中野 勝寛君）**

ただいま議題となっております令和6年度各会計補正予算9件に対する質疑は、3月8日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第34. 請願第1号**

**○議長（中野 勝寛君）**

次に、日程第34、請願第1号、学校給食の無償化継続を求める請願を議題といたします。

趣旨説明を求めます。田口澄雄君。

**○議員（6番 田口 澄雄君）**

日本共産党の田口澄雄です。

請願第1号、学校給食費の無償化継続を求める請願の紹介議員としての趣旨説明を行います。

学校給食費については、令和5年度は国の緊急支援補助金を活用して無償化をしていましたが、市としての負担が求められる令和6年度については、再度有償化となる模様であります。しかも、令和4年度に物価高騰のための値上げの提案後に、値上げ分の市の負担援助分まで、今回の有償化に含めるようです。

保護者の新たな負担は、小学校で年間5万490円、中学校では6万1,710円となり、小中学校それぞれ一人ずつのお子さんのいる世帯では、年間11万2,200円とな

り、月にして約1万円の負担が強いられることとなります。物価高騰は依然として続いており、今、再び有償化することは、子育て中の保護者にとって、非常に厳しい負担となります。

また、市長が最初の市長選挙での公約にも掲げ、今までもやる気満々の姿勢を繰り返してきましたが、市長は「やる気は変わっていない」を繰り返すだけで、すでに7年の月日が流れようとしています。

最初の選挙時に中学校に通っていた子どもたちはすでに卒業し、小学生でも3年生以上の子は、やはり中学校を卒業しています。あの時、市長の公約を信じ、市長に一票を投じた保護者の方々はどんな思いでこれを見ているのでしょうか。政治不信になっているのでしょうか。政治は市民に希望を与えるためのものです。失望ではありません。

この間の国内での無償化の動きや国の姿勢にも大きな変化が生まれています。県では青森県が初めて県単位で無償化に踏み切りました。和歌山県は10月からですが、2分の1の負担です。東京都は2分の1の都の負担を決めました。また、東京都内で無償化に踏み切ったところでは、国が実施するまでのつなぎとして踏み切ったところもあります。

市は盛んに財政問題を前面に出しますが、この3年間の基金の溜め込みや一般会計や特別会計の黒字額からすると、中間市にとって年間1億1,000万円の負担は決して無理なものではありません。むしろ、こうした市の財政支出の結果生まれる、新たな地域循環の経済効果の方が大きいと思います。

少子高齢化は不安材料として煽るだけではなく、具体的な手立てが必要です。学校給食費の無償化は、その効果も大きいと思います。

無償化の一刻も早い実施に向けて、議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。提案理由といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております請願第1号に対する質疑は、2月29日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### **日程第35. 会議録署名議員の指名**

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第35、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、山本慎悟君及び中尾淳子さんを指名いたします。

---

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時19分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            中 野 勝 寛

議 員            山 本 慎 悟

議 員            中 尾 淳 子